

令和4年度 第5回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和4年8月10日 (水)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年8月10日 午後1時30分			会 長	杉下 和治
	閉 会	令和4年8月10日 午後1時50分			会 長	杉下 和治
応 (不応) 招委員 及び出席並びに 欠席委員  出 席 26名 欠 席 0名 ○ (出席) × (欠席) △ (遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樺木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	8番 土屋 正則		9番 松本 廣幸			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 高田 真之		参事 大岩 亜記			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地利用集積計画 (第8回) の決定について 日程第8 議案第3号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

## 開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。御着席下さい。

ただ今から、令和4年度第5回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。立秋に入りまして、名ばかりの季節ですが、猛暑で大変つらい農作業が続きます。水分補給、それから、休養を十分捉えてですね、農作業等に從事していただきたいと思っております。よろしく願います。本日はですね、全員出席ですので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、8番、土屋正則委員。9番、松本廣幸委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（大岩 亜記君）** それでは報告いたします。資料は、2ページを御覧下さい。今回は2件の合意解約となっております。解約について、申請番号82番は、所有権移転のため、申請番号83番は、第三者貸付けのためとなっております。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（大岩 亜記君）** それでは報告いたします。資料は、3ページから御覧下さい。今回は3件の届出が提出されております。関連資料につきましては、資料4ページから6ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。資料4ページは、令和4年7月1日現在、資料5ページは、令和3年7月1日現在、資料6ページは、令和4年7月1日現在となっております。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。一つ質問ですが、5ページは、令和3年度となっておりますが、昨年度出てなかったのですか。

●**農業委員会参事（大岩 亜記君）** はい、資料5ページにつきましては、令和3年度ですね、報告書が未提出となっております。今回催促をしまして提出をいただきました。それと共に、6ページの決算のほうも、今年度のほうも終わられていましたので、一緒に提出をされております。以上です。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。わかりました。以上で報告第2号を終わります。

### 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。それでは報告いたします。資料は、7ページを御覧ください。今回は、7月に実施した地区担当農業委員2名による現地調査により、9筆の農地を非農地と判断しております。場所は8ページから10ページになります。非農地化対象農地は、上地区、田4筆、5,414平米、同じく、上地区、畑4筆、1,825平米、免田地区、畑1筆、369平米となっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で、報告第3号を終わります。

#### 日程第5 報告第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、報告第4号、農地法第5条許可後の事業計画変更承認についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。それでは報告いたします。資料は11ページからになります。これは、その計画が、許可後に変更されるもので、県協議の上、事業変更について報告するものです。本日、現地調査班と確認済みです。報告番号第1号について、申請者は、町外の個人の方になります。台帳は田、現況は雑種地、1筆で、面積は合計1,596平米になります。転用許可を平成20年に受けて、所有権を移転されておりましたが、地目変更がそのままになっていて、当初は、貸家を立てる予定が、家庭内の事情や経済的な事情のため、貸家を建てるのが出来なくなり、そのままの状態になっていたものです。そこで13ページにありますように、県に事業計画変更承認申請書を提出され、事業計画が変更承認されたものです。変更内容は、転用目的が、貸家から駐車場への変更です。場所は15ページにありますように、上北の堀ノ角地区、南稜高校から東に250メートル、県道多良木相良線から南に約100メートルの所になります。特に影響はないと判断しました。以上で報告を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第4号を終わります。

#### 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。それでは、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は16ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。

申請番号7番ですが、資料は17ページから24ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で、地目は台帳現況とも田です。面積は合計1,896平米となっております。移転する契約としましては、反当たり50万円の売買による所有権移転になります。譲受人は、申請地にイタリアンを作付される予定です。

次に申請番号8番ですが、資料は25ページから32ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては1筆で、地目は台帳田、現況は畑です。面積は386平米となっております。移転する契約としては、総額15万円の売買による所有権移転になります。譲受人は、申請地に、現在も、苗木を植えられており、植木の苗木等を今後も栽培される予定になっております。以上で農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号7番の案件について、8番委員の、土屋委員より、申請番号8番の案件について、4番委員の藤本委員より報告をお願いします。

○8番委員（土屋 正則君） はい。8番委員の土屋です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号7番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は、17ページから24ページになります。24ページの地図を御覧下さい。場所は、上地区で、県道錦湯前線の上村テックから南に約700メートル、公営榎田団地から東に約500メートルのところにあります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。自宅横の農地で、息子さんが後継者で畜産をされる計画です。これからイタリアンを作付けされる予定です。何ら問題ないと思います。皆様方の御審議方よろしくをお願いします。

○4番委員（藤本 勇二君） はい。続きまして、同じく、3条の規定による許可申請について、申請番号8番について、今朝の農地調査の報告をいたします。資料は25ページから32ページになります。32ページの地図を見ていただきたいと思います。場所はですね、真ん中の通ってる道が、免田から深田のほうに行っている道なんですけれど、左側のほうに免田川が通っております。その免田川のところの橋がですね、通称第2橋と言いますが、そこからちょっと手前の50メートルぐらいの手前のところからですね。右に200メートル行った場所になります。地区は免田の二子地区になるところです。譲渡人、譲受人とも町内の個人の方でございます。面積は、先ほど説明あったとおり386平米になります。現況は、田ですけれど、先ほど説明がありましたとおり、ここは造園業もされてるところでございまして、植木を立派に植えられております。特に、問題ないというふうに考えております。皆さん方の御審議をよろしくお願いいたしまして説明を終わります。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○3番委員（田崎 洋一郎君） はい。3番、田崎です。18ページの申請書が、譲渡人、譲受人の字体がですね、似ていて、恐らく同じ方が書いたのかなと思いますが、これはこれでよかですかね。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい、一応本人さんに了解を得て書いていただいていると思いますので、問題はないと思います。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。

○3番委員（田崎 洋一郎君） はい。わかりました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号8番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農地利用集積計画（第8回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画（第8回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（大岩 亜記君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、34ページから御覧下さい。資料34ページ上段の申請番号364番は、期間満了に伴う貸借権の再設定です。資料34ページ下段の申請番号365番から、資料38ページ上段の369の④までは、期間満了に伴う使用貸借権設定です。資料、資料38ページ、下段の申請番号370番から、資料39ページ上段の371番までは、新規の貸借物件の設定になります。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は、40ページを御覧下さい。今回の申請は6件で、申請番号47番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れするものです。申請番号48番から52番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は全て10アール当たりの価格になります。申請番号47番の買入れ価格、1段目は20万円。2段目から4段目は、15万円です。申請番号48番の売渡し価格、51万2,500円。申請番号49番の売渡し価格、51万2,500円。申請番号50番の売渡し価格、76万8,750円。申請番号51番の売渡し価格、51万2,500円です。申請番号52番の売渡し価格、1段目は30万7,500円。2段目は71万7,500円です。

以上の件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。41ページから44ページについて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地位置図は47番の農地を掲載しております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農用地利用集積計画（第8回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第2号、農用地利用集積計画（第8回）について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第3号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは説明いたします。資料は45ページから47ページを御覧下さい。今回は2件の申出が提出されております。申請番号6番の経営面積は約468アール、経営形態は水稻、申請番号7番の経営面積は約1,600アール、経営形態は酪農となっています。町のあっせん基準では、経営形態が、その他の経営類型に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積196アール以上の面積を経営されていることから、いずれも名簿への登録は適正と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月12日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 8番 土屋 正則

あさぎり町農業委員会 署名委員 9番 松本 廣幸